

令和6年度第1回東郷町自立支援協議会 会議録

令和7年3月3日（月）

午後2時00分から

町民会館2階大会議室

出席者

（出席者）14名

◎近藤（秀）委員、野々山委員、住田委員、岡部委員、高野委員、棟近委員、半田委員、
笹野委員、蘆田委員、神谷委員、岡田委員、松尾委員、近藤（克）委員、佐藤委員

（欠席者）3名

◎涌田委員、竹田委員、安部委員

次 第

- 1 委員委嘱
- 2 会長及び副会長の選出について
- 3 議題
 - （1）第5次東郷町障がい者計画等における令和5年度の評価について・・・資料1
 - （2）地域生活支援拠点について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2
 - （3）日中サービス支援型グループホームの評価について・・・・・・・・・・・・・資料3
- 4 報告事項
 - （1）基幹相談支援センターの活動等について
 - （2）自立支援協議会・専門部会の活動について・・・・・・・・・・・・・資料4、5
- 5 令和7年度の予定
- 6 その他

（事務局）

ただ今から令和6年度第1回東郷町自立支援協議会を開催いたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

この会議は、東郷町附属機関等の設置等に関する要綱第6条に基づき、原則公開することとなっております。本日、会議の傍聴者はございませんので、このまま進めさせていただきます。

次第1の委員委嘱につきまして、本来であれば、町長から辞令交付をさせていただくところですが、時間の都合上、机上配付とさせていただきました。ご了承ください。

また、委員の任期につきましては、東郷町自立支援協議会設置要綱第4条に基づき3年となります。今回の皆様の任期につきましては、令和7年2月1日から令和10年1月31日までとなります。

委員の皆様のご紹介につきましては、本日の会議資料にございます「委員名簿」をご覧ください。新しい委員もお見えですので簡単な自己紹介をさせていただきたいと思います。

＜一人ずつ自己紹介＞

それでは続きまして、次第2「会長及び副会長の選出」に移ります。

東郷町自立支援協議会設置要綱 第6条に基づき、当協議会に会長及び副会長を置くこととなっております。

職務といたしましては、会長は「協議会を代表し、会務を総理する。」、副会長は「会長を補佐し、会長に事故があるとき 又は 会長が欠けた時は、その職務を代理する。」こととなっております。

なお、会長の選出方法につきましては、委員による互選となっております。

では、まず会長の選出ですが、今回どなたかご推薦はいらっしゃいますでしょうか。

(委員)

はい、推薦します。お願いしたいと思います。

(事務局)

ただ今、委員からご推薦をいただきましたが、他にはございませんか。

(確認)

ないようですので、会長に委員でご賛同いただける方は拍手にてお知らせください。

(拍手)

(事務局)

ありがとうございます。

それでは会長を委員にお願いいたします。委員、会長のお席へご移動をお願いいたします。

それではここで、会長から就任のご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(会長)

(挨拶)

(事務局)

ありがとうございました。それでは次に、副会長の選任ですが、副会長は委員の中から会長が指名することとなっています。それでは、会長に副会長の選任をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(会長)

委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、ここで、事務局の自己紹介をさせていただきます。

<自己紹介>

続きまして、資料の確認をいたします。

事前に郵送いたしました資料としまして、

- ・会議次第
 - ・第5次東郷町障がい者計画等における令和5年度の評価について・・・・・・資料1
 - ・地域生活支援拠点について・・・・・・資料2
 - ・日中サービス支援型グループホームの評価について・・・・・・資料3
 - ・自立支援協議会・専門部会の活動について・・・・・・資料4、5
- 本日の追加資料としまして、
- ・委員名簿
 - ・配席図
 - ・自立支援協議会 体系図
 - ・基幹相談支援センターの活動等について・・・・・・資料6
 - ・第5次東郷町障がい者計画、第7期東郷町障がい福祉計画及び第3期東郷町障がい児福祉計画の冊子

を机上にご準備いたしました。今日資料をお持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

では、次第3の議題に入りたいと思います。

ここからの進行につきましては、会長をお願いしたいと思います。

(会長)

それでは、議題(1)「第5次東郷町障がい者計画等における令和5年度の評価について」事務局の説明を求めます。

<事務局説明>

(会長)

では、事務局の方からの説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問がありましたらお

願いたします。

(委員)

冒頭にご挨拶いただきました柏葉さんが3月に閉所されるということで、精神障害の方のご相談は、ローゼルさんにするということがよろしいでしょうか。

続いて、資料 P. 11(4)多様な手段による情報バリアフリーの推進④意思決定支援の推進で令和4年度5年度実施となっておりますが、具体的にどういったことをされていたのか教えてください。

(事務局)

柏葉さんの閉所に伴う、精神障害の方のご相談は、ローゼルさんではなく他のところで進めている状況です。精神障害のある方が安心して相談していただけるところを探しており、ある程度の目途はついておりますが、協議をしている状況ですのご安心いただけたらと思います。

(委員)

併せてお聞きしたいのですが、例えば3月の相談は柏葉さんで良いのでしょうか。

(事務局)

3月までの新規分についても柏葉さんと町とも協議を行いつつ、相談支援をしております。

(委員)

そうすると4月からはローゼルさん以外の別のところで、ただ今3月中旬になりかけですが、いつくらいを目途にお知らせいただけるのでしょうか。

(事務局)

3月末までに間に合うように、精神障害の方がお見えになった時にはご案内をさせていただきます。

(委員)

ありがとうございます。では、その旨を各関係機関にもお知らせいただけるということでよろしいでしょうか。

(事務局)

はい、その旨のご連絡をさせていただきますのでご協力の程よろしくお願いいたします。

(事務局)

意思決定支援の推進の具体的な取り組み状況についてですが、今資料がないのでまた確認次第でお知らせいたします。

(委員)

基本目標 6 地域で安心して暮らせるまちづくり(2)防災・防犯対策の充実のところ、障がいのある方には避難の仕方が資料 4 のくらし部会のところで講演会の実施のところでそのようなことが書いてあります。計画でいくと、令和 8 年度には福祉避難所の設置がはっきりするという理解でよろしいかと思いますが、なかなか設置が進んでいないという現状があるみたいですが、何か原因があるのでしょうか。今の段階では、障がいのある方も最寄りの避難所へ行って避難生活をするという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

福祉避難所ですが、いこまい館に既に設置しております。それに対する福祉避難所の周知として未実施という状態になっています。議会の答弁でもさせていただいていますが、通常の避難所に集まっていただきまして、そこから障がいの重い方は福祉避難所へ移動していただくことになっています。ただ、今後福祉避難所に関しましては国の避難所の内容を変えていこうとしていますので、そちらを注視しながら福祉避難所の周知についても進めて参りたいと考えています。

(委員)

先程も言いましたが、障がいのある方は不安に思っている方や家族が多いと思うので、現状こうなっており、今後こうしていくという PR を含めてできるだけ早く管理団体にお伝えいただければと思います。

(会長)

他に何かありましたらお願いいたします。

(委員)

基本目標 1 障がいのある子の育ち・学びへの支援(3)共に学ぶ教育環境の充実③発達障がいへの理解のところ、発達障がいに対する理解を深める教育を推進しますとのことで、実際に令和 4 年度、令和 5 年度と受講をされているみたいですが、理解を深めるのとその方に対して支援ができるというのは実際に現場にいて別かと思いますが、その辺りはどうなのかというのと、基本目標 2 障がいのある人の就労環境の整備 (1)障がいのある人の就労支援で、日数で利用日数が出ていますが、A 型と B 型の利用人数が出ていたら教えていただきたいです。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。最初の質問ですが、実際に回答いただいているのが学校教育課さんということで、より更に詳しいところがこちらでは聞けていない状況でありますので、アンケートをもし取っているのであれば、どういう回答があったのかとか聞けるかなと思います。取り組みとしては教育委員会として開催はされていると認識はしていますので、更に理解は深まっているかの確認はできるかなと思います。

あと、次ページの実際の利用人数については、数字を持ち合わせておりませんが、ただA型B型の利用日数の数字からみてもB型の方が実人数としても多いので令和6年度、7年度に関してもご利用者さんが増えている状況です。具体的な数字の変化についてはただ今持ち合わせていないのでお答えができないです。申し訳ございません。

(委員)

もう1点だけ追加で質問させてください。基本目標2障がいのある人の就労環境の整備(2)雇用の促進①町職員の障がい者雇用のところで、令和5年度は2.4%と書かれていますが、実際に雇用されている人数と障害種別も併せて教えていただけますでしょうか。

(事務局)

こちらについても詳細を持ち合わせていないので申し訳ありません。職員人数に対して何人雇用されていて、その方々の障害種別について、追って回答させていただきます。

(委員)

先程話があった障がいのある人の就労支援についてですが、基本目標2障がいのある人の就労環境の整備(1)障がいのある人の就労支援③地域活動支援センターですが、①②は利用日数が記載されていますが、③は利用人数が記載されています。この2人の方は、月に何日使われているのでしょうか。地域活動支援センターは柏葉さんがやられているので、柏葉さんにお伺いした方がよろしいでしょうか。

(事務局)

こちらについては柏葉さんの地域活動支援センターの利用人数というよりは、柏葉さん以外の地域生活事業の受給者証をお出ししている町外のセンターを使われている方の人数となっています。その方々について、一人の方は地域活動支援センターを専ら使われている方で、もう一人の方は就労継続のサービスを統計用で使われている方です。地域活動支援センターを利用する人、障害福祉サービスを利用する人と、分けて利用されている人がお一人、もう一方は地域活動支援センターを毎日利用している人との内訳になっています。

(会長)

今日後回答するという件については、今日の最後に回答いただけるということでよろしいでしょうか。

(事務局)

後日、一覧にまとめて送らせていただきたいと思います。

(会長)

他にはございませんでしょうか。

(委員)

基本目標 2 障がいのある人の就労環境の整備(2)雇用の促進①町職員の障がい者雇用で、障害者手帳を持っている職員がいると思うのですが、障がいの種類を教えてください。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。先程の委員からの追加のご質問にありましたように町職員の障がい者雇用の状況につきましては、手元に数字を持ち合わせておりませんので改めて書面の方でお知らせさせていただきます。

(会長)

他にはございませんでしょうか。

(委員)

委員からご質問があった、基本目標 1 障がいのある子の育ち・学びへの支援(3)共に学ぶ教育環境の充実③発達障がいへの理解のところで教職員や児童生徒に対し、発達障がいに対する理解を深める教育を推進します。令和 4 年度 21 人が令和 5 年度は 63 人となっていますが、教職員に対して何人、児童生徒に対して何人なのかということと、どういう機会にこういった学習をしているのか、例えば社協さんで障がいのある人の体験学習みたいなものなのか、別で何かやっておられるのか。人数のところで学年を決めておられるのか、全体で 63 人というのが多いのか少ないのか分らないですが、認知症理解もそうですが、小さい時から障がいのある人に対する啓発や本当は共に学んでいくというのが一番良いのですが、いじめにつながるということもありますので一度だけでなく、低学年の時から何回でも繰り返し、学年・理解度に応じて教育していただきたいと思いますし、今どういう状況でどういう学習を進めておられるのかを教えてください。

(事務局)

ありがとうございます。その辺りも含めて学校教育課へ照会をかけとお知らせいたします。

す。

(会長)

お時間もありますので、次にうつらせていただいてよろしいでしょうか。議題(2)「地域生活支援拠点について」事務局の説明を求めます。

<事務局説明>

(会長)

ただいま「地域生活支援拠点について」について、事務局から説明がありました。ご意見、ご質問はありませんか。

(委員)

2. 8という数が出てきますが、基準は何からきているのでしょうか。初めての参加で分からなかったのもう一度教えていただきたいです。アンケートの結果から数字を出されたのでしょうか。

(事務局)

それぞれの項目に対して、例えば1相談で説明を申し上げますと、5つの項目がございます。その項目に対して判断基準が右上に1から5まで数字があり、5ができてい、1ができていないとなっており、その評価を福祉課、東郷町障がい者相談支援センター、柏葉さん、くらし部会長それぞれが、それぞれの項目別評価についてまず評価をしました。その数字をそれぞれの所属が出した数字に対して項目別評価の数字を出しています。

(委員)

ありがとうございます。つまり、2. 8という数字は良い数字という意味でしょうか。悪い方ではないですね。どうでしょうか。

(事務局)

5が良い数字ということに対すると、2. 8というのは半分にはいってはおりますが、良い数字という表現がちょっと、私個人的には3以上せめてないと・・・。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(会長)

これ、小数点が難しいですね。

(事務局)

今回はそれぞれの評価していただいたものを平均で割り返しているのですが、どうしても小数点が出てしまうのはあるかと思います。

(委員)

1 相談の3つ目の判断理由の一番下の箇所「～意思確認が難しい場合、本人をよく知る人から意見を伺い、できるだけ本人の意思を確認するようにしている。」という記載がありますが、本人から聞くことが難しい場合に、本人をよく知る人から意見を聞く。それは、本人の意思を確認するのではなくて、本人の意思を推定していることなのではないでしょうか。その人自身が本人からきちんと聞いているということであれば確認で良いと思いますけれども、本人が自分で話すことができない、とか意思表示ができない人に対して周りの人がそれまでの様子等から推定して言っているのであれば、これは推定という言葉になると思います。意思決定支援の難しいところはこういうところにあって、周りの人がこの人はこう思っているだろうということで決めていくと最善の利益と言いますが、元々それが本人の言っていることなのかどうなのかということは分かりません。そこからは代行決定になってきますのでその辺りをきちんと共通理解したり、言葉がこのように走っていくとあたかも意思決定支援のように思われてしまいますので、他者がその人のことを思って伝えていることはあくまで推定になるのでしっかり共通認識してもらえればと思います。

5 体制作りの2でローゼルさんの意見のところ、くらし部会で色々やっておられると思いますが、「～虐待通報の窓口の周知、どのようなことが聞きとりを行うか等の情報共有を行った。支援できる体制は整っているとは言えない。」とありますが、何を指しているのでしょうか。何の支援体制が整っていないのが分からなかったのを教えてください。

(事務局)

初めの部分に関しましては、推定するという表記に修正する必要があるかと思います。ご質問いただいた何の支援体制かについてはローゼルさんの方からお答えいただけたらと思います。

(委員)

支援できる体制は整っているとは言えない。というのは、虐待にならないようにする現場の職員に支援が行き届いているとは言えないという意味だったと思います。こうなると虐待にあたる行為になるというのが行き届いていないという意味だったと思います。

(委員)

では、そういったことが分かる表記に変えていただけたらと思います。

(委員)

分かりました。

(会長)

ありがとうございます。他にご意見はありますでしょうか。

ご質問も無いようですので、次の議題(3)「日中サービス支援型グループホームの評価について」事務局等からの説明を求めます。

(事務局)

それでは、本日パートナーガーデン東郷町さんにお越しいただいておりますので、入室いただきます。

<事業所職員自己紹介>

(事務局)

本日は、資料3として、報告・評価シートを事前にパートナーガーデン東郷町さんにご提出いただき、資料としています。それでは、ご説明をよろしくお願いいたします。

<事業所説明>

(会長)

ただいま「日中サービス支援型グループホームの評価について」、パートナーガーデン東郷町の方から説明がありました。

委員の皆さんから、積極的にご質問をいただきたいと思います。どなたかございませんか。

<質疑応答>

(会長)

色々のご意見ありがとうございました。これで本日の議題は終了しました。

委員の皆様のご協力により、滞りなく議事が進行いたしましたことを、お礼申し上げます。それでは、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

ここでパートナーガーデン東郷町の方には退室いただきます。

今回いただいた意見を事務局で取りまとめ、事業所へ提示させていただくということで

よろしくお願いいたします。皆様パートナーガーデンさんへのご意見本当にありがとうございました。

続きまして、次第4報告事項としまして「(1)基幹相談支援センターの活動等について」東郷町障がい者相談支援センターから説明いたします。

<東郷町障がい者相談支援センター説明>

(事務局)

ただいま「基幹相談支援センターの活動等について」説明がありました。ご意見・ご質問についてはこの後の説明後に設けさせていただきます。

続きまして、「自立支援協議会・専門部会の活動について」東郷町障がい者相談支援センターから説明いたします。

<東郷町障がい者相談支援センター説明>

(事務局)

ただいま「基幹相談支援センターの活動等について」と「自立支援協議会・専門部会の活動について」の説明がありました。ご意見・ご質問はありませんか。
よろしいでしょうか。

最後に、次第5「令和7年度の予定」について事務局から説明します。

「令和7年度の予定」ですが、第6次障がい者計画及び第8期障がい福祉計画第4期障がい児福祉計画の策定のためのアンケートを実施する予定です。年2回程こちらの協議会を開催する予定です。また、令和8年度につきましては、計画の策定年となりますので委員会としては年4回程度開催する予定ですので、また出席の方よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議は以上になります。大変長い間ありがとうございました。

なお、次回の協議会の予定ですが、令和7年9月下旬頃を予定としております。また、日程が確定いたしましたらご連絡をさせていただきます。

これをもちまして、令和6年度第1回東郷町自立支援協議会全体会議を終了いたします。委員の皆様、長時間に渡り、ありがとうございました。

以上